

令和5年 第1回定例会

2月16日（木）

令和5年第1回定例会会議録目次

1	議席の指定	3
2	会議録署名議員の指名	3
3	会期の決定	3
4	行政報告	3
5	議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について	6
6	議案第2号 多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	7
7	議案第3号 多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例	7
8	議案第4号 多摩六都科学館組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	7
9	議案第5号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7
10	議案第6号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	7
11	議案第7号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
12	議案第8号 令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）	16
13	議案第9号 令和5年度多摩六都科学館組合の負担金について	18
14	議案第10号 令和5年度多摩六都科学館組合一般会計予算	18
15	その他	38

令和5年第1回多摩六都科学館組合議会
定例会会議録

○期 日 令和5年2月16日(木)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(10名)

1番	福室英俊君	2番	川里富美君
3番	石橋光明君	4番	下澤由起夫君
5番	友野和子君	6番	原和弘君
7番	間宮美季君	8番	鴨志田芳美君
9番	田代伸之君	10番	やまき明美君

○出席説明員

管理者	池澤隆史君	事務局長	手塚光利君
管理課長	豊田和徳君		

○議会職員出席者

書記 小菊 繭 君

○議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 行政報告
- 第5 議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 第6 議案第2号 多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第3号 多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 多摩六都科学館組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第5号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第6号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第7号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第8号 令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第9号 令和5年度多摩六都科学館組合の負担金について
- 第14 議案第10号 令和5年度多摩六都科学館組合一般会計予算
- 第15 その他

令和5年第1回多摩六都科学館組合議会定例会

令和5年2月16日(木) 午前9時58分開会

○議長(間宮美季君) それでは、定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。

○議長(間宮美季君) 日程第1「議席の指定」を行います。

新たに西東京市より選出されました田代議員及びやまき議員の議席につきましては、多摩六都科学館組合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席の議席を指定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(間宮美季君) 御異議なしと認めます。

よって、議席はただいま御着席のとおりと決定いたします。

○議長(間宮美季君) 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、議長において、第2番 川里富美議員及び第3番 石橋光明議員を御指名いたします。

○議長(間宮美季君) 日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(間宮美季君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(間宮美季君) 日程第4「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。池澤管理者。

○管理者(池澤隆史君) おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

令和4年第2回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて御報告申し上げます。

最初に、科学館の利用状況につきまして御報告いたします。

令和4年4月から令和5年1月までの10カ月間の利用者数は15万8,431人で、前年度と比較いたしますと、4万1,669人、率で35.7%の増となっております。

次に、昨年12月21日に実施いたしました例月現金出納検査について御報告いたします。

例月現金出納検査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第4条の規定に基づき、令和4年9月から11月までの各月の現金出納状況について検査を行ったものでございます。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。

次に、指定管理者の管理運営状況の報告でございます。

事業実施、施設設備管理、自主事業等において、引き続き利用者の皆様の安全・安心を第一として、感染防止対策に取り組みながら管理運営を行っているところでございます。

実施事業につきましては、令和4年11月8日から12月18日まで構成市の魅力を発信する「たまろくとウィーク」を実施いたしました。圏域市民の皆様へより科学館に親しんでいただくための企画で、入館料の半額割引や、日曜日には構成市の主要駅から無料シャトルバスの運行などを実施いたしました。

また、令和4年12月24日から令和5年1月9日まで、冬の特別イベント「ロクト ロボットパーク」を開催いたしました。

来る3月には、圏域市民の皆様がより科学館に親しんでいただけるよう、開館29周年を記念とする「たまろくと市民感謝デー」を、3月4日、5日の2日間開催する予定でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、今回はオンライン天体観望会やミニ昆虫展のイベントを開催する予定でございます。

最後になりますが、現在、当科学館は新型コロナウイルスの影響により利用制限などの感染防止対策に取り組みながらの運営のため、利用者数は令和元年度と比べますと減少しておりますが、回復傾向が継続している状況でございます。

組合といたしましては、これからも指定管理者と協力いたしまして、圏域市民の皆様の御理解と御支持をいただける科学館を目指してまいります。

組合議員の皆様には、今後とも引き続き多摩六都科学館に対しまして御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（間宮美季君） 以上で行政報告は終了いたしました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。御質疑ございませんか。

8番 鴨志田議員。

○8番（鴨志田芳美君） 「たまるくとウィーク」について伺いたいと思います。前回だったか忘れてましたが、シャトルバスの運行について質問した手前、この期間でどのぐらいの利用者の方がいらしたのかというのを伺いたいのと、それに当たって、コロナの感染症対策とかもどういったことがされたのかというのがもしあれば伺います。

もう1つ、入ってすぐに市の地図があって、そこにおすすめのスポットとかというのを書き込むことができるというコーナーがあって、とてもいいなと思いながら、私も大好きなお店に印がついていたりしてすごく楽しませていただいたんですけども、その結果は、ごめんなさい、ちゃんと見ていないだけかもしれないんですけども、例えばどこかのお店だったらこういうことがありましたよというのは難しくても、市に情報提供がされているとか、インスタグラムとか、そういうSNSでの発信がされているとか、どういった報告がされているのか。ごめんなさい。私が把握できていないだけかもしれないんですが、お願いしたいです。以上です。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） では、鴨志田議員からの御質問についてお答えさせていただきます。

まず1つ目でございます。シャトルバスの利用状況についての御質問だったかと思えます。シャトルバスの利用状況でございますが、各ウィークの日曜日に運行させていただいております。各構成市の主要駅から往復合わせて9本のバスを運行させていただいております。結果でございますが、5市合わせてでございますが、大体500人ぐらいの方が御利用いただいたという状況でございます。

続きまして、多摩六都のおすすめマップの件についての御質問だったかと思えます。そちらにつきましては今回初めての企画でございますが、私も知らない情報とかを市民の方からお寄せいただいて、非常に好評だったかというふうに感じております。これを議員御指摘のとおり、どのような形で皆様にフィードバックしたり、御報告できるかというのは、これから指定管理者とともに考えてまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 御質問いただきましたコロナの対策でございますが、当館におき

ましては、東京都の要請でありますとか、従来からの三密、それから換気、手指消毒を基本として対策に努めております。今回の「たまるくとウィーク」の状況にありましても、従来からの感染対策をもって特段の支障はなかったと確認しているところでございます。

それから、「おすすめスポット」等の情報の発信の仕方なのですが、多摩六都科学館のホームページの最初のページを見ていただくと、上にメール、それからツイッター、フェイスブック、インスタグラム、それからユーチューブのアイコンがついてございますので、適宜そちらのほうでこれからも情報発信をやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（間宮美季君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上をもちまして、行政報告を終わりにいたします。

○議長（間宮美季君） 日程第5「議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、東京都人事委員会勧告並びに西東京市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、西東京市に準拠して制定している多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年12月21日に専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（間宮美季君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、補足して御説明申し上げます。

本議案は、昨年の東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都並びに西東京市の条例の一部改正と同様に多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、昨年12月21日に専決処分し、別表第1の規定は令和4年4月1日から、条例第25条の4第2項並

びに附則第2項の規定は同年12月1日から施行したもので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

資料2に条例の新旧対照表をおつけいたしております。内容といたしましては、給料表の引き上げ改定につきまして、公民較差解消並びに初任層の引き上げに重点を置き、若年層について引き上げ改定をしたものでございます。

また、勤勉手当につきまして、一般職は年間0.1カ月分、再任用職員は年間0.05カ月分を引き上げるものでございます。

また、条例附則により、令和4年度の期末勤勉手当の年間支給月数を、一般職、再任用職員それぞれ4.55カ月、2.4カ月となるよう規定を整備しております。

今回の改定に伴い、組合全体の影響額といたしまして、年間19万円ほどの増となる見込みでございます。

議案第1号についての補足説明は以上でございます。

○議長（間宮美季君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（間宮美季君） 日程第6「議案第2号 多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」、日程第7「議案第3号 多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、日程第8「議案第4号 多摩六都科学館組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第9「議案第5号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例」、日程第 10「議案第 6 号 多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第 11「議案第 7 号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第 2 号「多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」から議案第 7 号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を一括して御説明申し上げます。

議案第 2 号「多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、定年の引き上げにより定年前再任用短時間勤務制が導入され、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げます。

議案第 3 号「多摩六都科学館組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、減給処分の発令後に定年の引き上げにより 60 歳を超える職員の給料月額 7 割措置などで減額となった場合の取り扱いに関し、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げます。

議案第 4 号「多摩六都科学館組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢の引き上げなどに関し、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げます。

議案第 5 号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、定年の引き上げにより定年前再任用短時間勤務制が導入され、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げます。

議案第 6 号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、定年の引き上げにより育児休業等をすることができない職員として、管理監督職勤務上限年齢による降格をせず、引き続き管理監督職を占めたまま勤務する職員を追加するなど、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げます。

議案第 7 号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、定年の引き上げにより 60 歳を超える職員の給料月額 7 割措置など、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げます。

以上、議案第 2 号から議案第 7 号までの提案理由を御説明申し上げましたが、後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（間宮美季君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） それでは、議案第2号「多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」、議案第3号「多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、議案第4号「多摩六都科学館組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第5号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第6号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」並びに議案第7号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足して一括して御説明を申し上げます。

本日の御説明でございますが、関連する議案の本数及び内容が相当の分量となっておりますので、改正の主な内容を中心に、資料3、議案第2号から第7号関係資料、「定年引上げ制度に伴う条例改正案概要」に沿って御説明申し上げます。恐れ入りますが、資料3をお手元に御用意いただきたいと思っております。

また、御説明の順番につきまして、定年の引き上げに伴う措置のうち関連性の高いものから順に説明をさせていただきますので、議案番号の順番と前後することをあらかじめ御了承いただきたくお願い申し上げます。

それでは、議案第4号「多摩六都科学館組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本議案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引き上げ等に関し、規定を整備するものでございます。

資料3、議案第2号から第7号関係資料「定年引上げ制度に伴う条例改正案概要」をごらんください。

1 ページをお願いいたします。主な改正内容をごらんいただきたいと思っております。

(1) 職員の定年年齢を段階的に引き上げるものでございます。現行で60歳としている職員の定年は、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度までに65歳となるものでございます。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入するものでございます。管理職手当の支給対象の職の勤務上限年齢を60歳とし、当該年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に、原則として管理監督職以外の職への降任を行うものでございます。

(3) 多摩六都科学館組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。定年引

き上げに併せて、現行の再任用制度を廃止いたします。定年が段階的に引き上げられる経過期間においては、定年から65歳まで再任用職員として勤務ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを「暫定再任用制度」として令和5年4月1日から措置いたします。

(4) 定年前再任用短時間勤務制を導入するものでございます。60歳以後定年前に退職した職員は、本人申し込みの上、60歳に達した日後、最初の4月1日以降、定年相当年齢まで短時間勤務が可能な制度「定年前再任用短時間勤務制」を導入いたします。

(5) 情報の提供及び勤務の意思の確認でございます。職員が60歳に達する年度の前年度、つまり、59歳年度に60歳以後に適用される任用・給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認する制度を導入するものでございます。

これらを踏まえまして、60歳前から65歳までの任用と時期（実施年度）を示したものが、図のとおりとなります。図の左側、定年の段階的な引き上げ期間中、令和5年度から令和13年度までは、60歳前の常勤職員が60歳に達した日以後、最初の4月1日以降段階的に引き上げられる定年まで常勤職員として勤務するか、一旦退職し、本人申し込みの上、段階的に引き上げられる定年まで定年前再任用短時間勤務職員として勤務するか、選択をすることとなります。その後、段階的に引き上げられた定年から65歳までは、暫定再任用職員として短時間勤務をすることとなります。

続きまして、図の右側をごらんいただきたいと思います。令和14年度以降は暫定再任用制度はなくなり、65歳の定年が適用されます。60歳に達した日後、最初の4月1日から65歳まで、常勤職員として勤務するか、または一旦退職し、本人申し込みの上、定年前再任用短時間勤務職員として勤務するか、選択していただくこととなります。

2ページをお願いいたします。定年の段階的引き上げ期間となる令和5年度から令和14年度までの定年年齢と、対象となる職員の生年を示した図となります。昭和38年度生まれの職員から引き上げ後の61歳の定年が適用となり、最終的には昭和42年度生まれの職員から65歳定年が適用されることとなります。

本条例の施行日につきましては、令和5年4月1日からを予定しておりますが、附則第8条につきましては、公布の日からを予定しているものでございます。

3ページをお願いいたします。議案第7号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

主な改正内容をごらんください。

(1) 当分の間、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降、給料月額を60歳時の7割

水準とします。例として、行政職給料表（一）3級86号給の主査級職員について図式化をしておりますが、60歳を超えた職員の給料月額は、次の4月1日以降、60歳時の級・号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額となります。

次に、(2) 役職定年制により降任された職員の給料月額についてでございますが、降任後の職員の給料月額を降任前の7割水準とするため、当分の間、その差額を支給いたします。例として、行政職給料表（一）の課長級職員（4級56号給）が、60歳に達した日後の最初の4月1日に役職定年制により降任し、課長補佐級職員（3級141号給）となった場合の給料月額をお示ししてございます。

Aでございますが、降任前の課長級職員の給料月額の7割相当額は、42万2,000円の7割、29万5,400円でございます。これに対し、Bの降任後の課長補佐級の給料月額の7割相当額は29万600円となります。この場合、AとBの差額4,800円が加算されますので、結果として降任前の課長級職員の給料月額の7割相当額が支給されることとなるものでございます。

本条例の施行日につきましては、令和5年4月1日からを予定してございます。

4ページをお願いいたします。議案第3号「多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

主な改正内容をごらんください。減給処分の発令後に、定年引き上げに伴う給料月額7割措置などにより、給料月額が減額となった場合の取り扱いを規定するもので、その減額後の給料及び地域手当の10分の1を減給される額の限度とするものでございます。

本条例の施行日につきましても、令和5年4月1日からを予定しております。

次に、議案第6号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

主な改正内容は、地方公務員法の改正に伴う規定の整備でございます。

(1) 育児休業等をすることができない職員につきましては、定年引き上げに伴い新たに導入されます管理監督職勤務上限年齢による降任をせず、引き続き管理監督職を占めたまま勤務する職員を追加いたします。

(2) 定年前再任用短時間勤務制の導入に当たり、条文中「再任用短時間勤務職員等」という文言を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

本条例の施行日につきましても、令和5年4月1日からを予定しております。

次に、議案第5号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

主な改正内容は、地方公務員法の改正に伴う規定の整備でございます。

これは、定年前再任用短時間勤務制度導入に伴う改正でございます。条文中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

本条例の施行日につきましても、令和5年4月1日からを予定しております。

最後です。議案第2号「多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

主な改正内容は、地方公務員法の改正に伴う規定の整備でございます。

本条例の施行日につきましても、令和5年4月1日からを予定してございます。

なお、資料4「多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表」、資料5「多摩六都科学館組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例新旧対照表」、資料6「多摩六都科学館組合職員の定年等に関する条例新旧対照表」、資料7「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」、資料8「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表」、資料9「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表」につきましては、各項ごとに改正内容を整理させていただいております。左側が改正案、右側が現行となっております。改正部分にはアンダーラインを引いております。後ほど御参照いただければと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（間宮美季君） これより一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番 川里富美議員。

○2番（川里富美君） そうしましたら、段階的引き上げ期間中の対象職員が現在組合に何人おられるのか、お尋ねします。

もう1点が、育児休業等に関する条例の一部のところなんですけれども、育児休業等の「等」に何が含まれるのかということと、「することができない職員」というのが、すみません、具体的にどういうことなのかがちょっとイメージできなくて、教えていただければと思います。2点です。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの川里議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございます。段階的引き上げ期間中における対象職員のことについての御質問だと思います。そちらにつきましては、ただいま当組合の職員体制でございますが、常勤職員4名、また非常勤職員が3名の合計7名の職員体制となっております。常勤職員のうち

最年長の職員の年齢が50代半ばの状況でございます。ですので、段階的な引き上げ期間中における対象職員はいない形になります。

続きまして、育児休業等に関する条例の「等」のことについての御質問だったかと思えます。こちらにつきましては、育児休業のほかに部分休業というものがございます。そのような休業制度を規定しているという条例でございますので、「等」というような形で条例名がついてございます。

育児休業ができない管理監督職の具体的な例の御質問につきましては、何らかの理由によりまして、通常ですと60歳で役職定年ということになりますが、組織上やむを得ない場合、引き続き管理監督職にとどまるというような状況のときにそのような職員の方が対象となるものでございます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 川里議員。

○2番（川里富美君） ありがとうございます。対象職員についてはわかりました。

この対象の年齢となるような方の雇用の見込みというのは、今のところないという理解でよろしいですかというのが1点と、育児休業することのできない職員というのは、今のところ該当するような職員もいないということだと、やむを得ない事情というものの判断というのはどこでされるのか、お伺いできればと思います。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 雇用する可能性があるかというような御質問につきましては、今のところはございません。

○議長（間宮美季君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 2点目の管理監督職をやむを得ない事情で継続した場合の判断でございます。これは、当組合におきましては管理者の判断ということになります。

以上でございます。

○議長（間宮美季君） よろしいですか。

○2番（川里富美君） はい。

○議長（間宮美季君） ほかに御質疑。4番 下澤由起夫議員。

○4番（下澤由起夫君） 人員構成は、対象になる者が今いらっしやらないということで、ただ、今後、やはり雇用を確保するという意味で、人材確保という面では、こういう規定の整備というのは当然必要だと思うので適切だと思いますが、1点だけ、役職定年で7割保障というのはいいんですけれども、退職金についてちょっと説明がなかったんですけれども、60

歳でやめて、引き続き継続して雇用するといった場合に不利にならないようにということで、これは国も地方もみんなそうなんですけれども、退職金の配慮というのはどこで規定化されているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（間宮美季君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。退職金についての配慮ということでございますが、まず当組合の退職手当制度につきましては、東京都市町村職員退職手当組合に加入いたしまして、退職手当の支給事務を行っているという状況でございます。

退職手当の仕組みといたしましては、基本額と調整額を合計した額が退職手当ということになりまして、調整額は職員の職責等に応じて追加して支給される退職手当ということでございます。

定年延長に伴う退職手当の基本額についてでございますが、支給率の見直しは行わないため、60歳までに支給率上限、勤続期間ですと35年以上で43月に達している職員は、制度見直し後におきましても退職手当の基本額に変更はございません。

ただし、60歳までに支給率の上限43月に達していない職員の方のみ、65歳の定年までの間に支給率上限を限度に加算されるものでございます。加算される額は、退職時の給料月額7割措置により算出するものとして、定年引き上げ後の退職者の基本額に不利益が生じないように措置しているものでございます。以上です。

○4番（下澤由起夫君） よく理解できました。ありがとうございます。

○議長（間宮美季君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） これより、議案第2号「多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号「多摩六都科学館組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号「多摩六都科学館組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（間宮美季君） 日程第12「議案第8号 令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第8号「令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,901万1,000円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（間宮美季君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 議案第8号「令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、補足して御説明をいたします。

こちらは、補正予算書に基づき御説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）は、第1条にありますとおり、予算の総額から歳入歳出それぞれ44万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億5,901万1,000円とするものでございます。

予算の内容は、事項別明細書により御説明いたします。

6、7ページをお願いいたします。歳入でございます。

第5款繰入金は、後ほど御説明いたします歳出の減額に伴い、令和4年度に一般財源の充当を予定しておりました歳出予算総額が減少するため、財政調整基金繰入金を44万1,000円減額するものでございます。

8、9ページをお願いいたします。歳出でございます。

第2款総務費は、「1 特別職及び職員人件費」につきましては、第2節給料、第3節職員手当等についてでございますが、実績に伴う減などとして223万円を減額するものでございます。

「2 一般管理事務費」につきましては、第24節積立金でございますが、財政調整基金に

において当初計上しておりました一般財源充当歳出予算の減額補正に伴い、歳入において財源調整のため予算措置をしておりました財政調整基金繰入金で財源調整できない減額部分を財政調整基金積立金として222万6,000円を積み立てるものでございます。

第3款事業費は、第13節使用料及び賃借料でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により「たまるくと市民感謝デー」の開催方法の変更に伴い、予定していたバス借上料の執行残49万7,000円を減額するものでございます。

10ページから13ページは、職員人件費の減額部分の内訳となっております。

議案第8号についての補足説明は以上でございます。

○議長（間宮美季君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 大変失礼いたしました。総務費の「2 一般管理事務費」につきましてですが、数字の発言を誤りましたので、訂正させていただきます。

「2 一般管理事務費」につきましては、第24節積立金でございますが、財政調整基金において当初計上しておりました一般財源充当歳出予算の減額補正に伴い、歳入において財源調整のため予算措置をしておりました財政調整基金繰入金で財源調整できない減額部分を財政調整基金積立金として228万6,000円を積み立てるものでございます。228万6,000円を積み立てるものでございます。以上でございます。失礼いたしました。

○議長（間宮美季君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番 鴨志田芳美議員。

○8番（鴨志田芳美君） 財政調整基金の現在高を教えてくださいたいです。これによってどういった変更があるのか教えてくださいたいです。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの鴨志田議員の御質問についてお答えさせていただきます。

財政調整基金の現在高ということでございますが、令和3年度末の現在高で御説明させていただきます。令和3年度末現在高につきましては、約1,600万円でございます。

以上でございます。

○議長（間宮美季君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。1番 福室英俊議員。

○1番（福室英俊君） 職員の給料と職員手当が実績に伴う減でそれぞれ数字が出ていますけれども、この要因というものは何になりましょうか。1点です。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの福室議員の御質問についてお答えさせていただきます。

こちらの給料及び職員手当の減額の要因でございますが、病気休職者が今2名出ております。そのことによります減でございます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号「令和4年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（間宮美季君） 日程第13「議案第9号 令和5年度多摩六都科学館組合の負担金について」、日程第14「議案第10号 令和5年度多摩六都科学館組合一般会計予算」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第9号及び議案第10号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第9号「令和5年度多摩六都科学館組合の負担金について」は、令和5年度の負担金につきまして、多摩六都科学館組規約第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

令和5年度の負担金の総額は、4億1,800万円とするものでございます。

議案第10号「令和5年度多摩六都科学館組合一般会計予算」は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,603万3,000円と定めるもの

でございます。

第2条といたしまして、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為に定めるものでございます。

第3条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものでございます。

以上、議案第9号及び第10号の提案理由を御説明申し上げましたが、後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（間宮美季君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 議案第9号「令和5年度多摩六都科学館組合の負担金について」、議案第10号「令和5年度多摩六都科学館組合一般会計予算」につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第9号「令和5年度多摩六都科学館組合の負担金について」につきまして御説明いたします。

令和5年度の負担金総額は4億1,800万円で、前年度と同額となっております。各市の負担額は議案書に記載のとおりでございますが、詳しくは資料10「令和5年度多摩六都科学館組合構成市負担金（案）」と題された資料を御参照いただければと思います。

続きまして、議案第10号「令和5年度多摩六都科学館組合一般会計予算」につきまして御説明をさせていただきます。

令和5年度一般会計予算書をごらんいただきたいと思っております。恐縮でございますが、前年度からの変更点を中心に、主なものについて御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。第1条のとおり、一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれを4億5,603万3,000万円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為につきましては、令和5年度は、全天周デジタル映像装置プロジェクトリースについて、令和6年度から7年間分3,773万5,000万円となります。

第3条の一時借入金につきましては、最高額を2,000万円と定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。総括でございますが、歳入歳出とも前年度と比較し60万2,000万円の減、0.1%減となる4億5,603万3,000万円とするものでございます。

6、7ページをお願いいたします。歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、前年度と同額の4億1,800万円で、各市の負担額は説明欄に記載されたとおりでございます。

第2款使用料及び手数料は、前年度比16万1,000円の増、100.0%の増、32万2,000円となっております。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、カフェテリア及びミュージアムショップの使用料につきましては、前年度に引き続き減免率を100分の100としてございます。

8、9ページをお願いいたします。第5款繰入金は、前年度比77万1,000円の減、2.2%の減の3,468万7,000円となっております。財政調整基金繰入金は、前年度比178万5,000円増、32.2%増の732万4,000円となっております。施設整備基金繰入金は、前年度比255万6,000円減、8.5%減の2,736万3,000円となっております。

第6款繰越金は、前年度と同額の300万円となっております。

続きまして、歳出でございますが、10、11ページをお願いいたします。

第1款議会費は、前年度と同様の額の147万7,000円でございます。

第2款総務費は、1億2,873万5,000円で、前年度比310万9,000円の減、2.4%の減となっております。

説明欄「1 特別職及び職員人件費」は、4,494万7,000円で、前年度比181万1,000円の増、4.2%増となっております。

第1節報酬は、前年度比102万円の増、28.7%増の457万8,000円となっております。増額理由ですが、病気休職による欠員補充のため、会計年度任用職員を新たに1名補充することによるものでございます。これにより、会計年度任用職員報酬が前年度比102万円の増となります。

12、13ページをお願いいたします。説明欄「2 一般管理事務費」の主な内容でございます。

第7節報償費は、前年度比25万円増の25万円となっております。増額理由ですが、基本計画策定委員会委員6名の謝金15万円、指定管理者候補者選定委員会委員5名の謝金10万円でございます。

第10節需用費は、施設の老朽化などにより緊急対応が必要となる施設設備等補修費660万円などでございます。

第11節役務費は、前年度比34万円増の109万5,000円となっております。主な増額理由ですが、現行の会計事務において、指定金融機関が行っております振込事務に係る手数料27万3,000円などでございます。

第12節委託料は、前年度比295万9,000円減、32.5%の減の613万5,000円となっております。

す。

14、15ページをお願いいたします。主な内容ですが、経常的な委託業務のほかに多摩六都科学館基本計画策定業務198万円、事務用パソコン保守点検6万6,000円を新規項目として計上しているものでございます

第13節使用料及び賃借料は、EHP空調設備リース1,579万円などがございます。

第14節工事請負費は、施設維持補修工事といたしまして、館庭庭園水銀灯更新工事184万8,000円などを予定してございます。

第18節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度比5万8,000円の増、28.0%の増の26万5,000円となっております。主な増額理由ですが、退職手当組合負担金を新規項目として計上してございます。これは、当組合が加入している東京都市町村職員退職手当組合において、各構成団体職員の退職金の原資となる普通負担金の累積収支の乖離の均衡を図るための臨時的措置により、調整率適用後の当組合一般職の普通負担金率が平成29年度から令和4年度までは1,000分の0となっておりましたが、令和5年度からは普通負担金率が1,000分の5となったことにより、8万6,000円を新規に計上していることによるものでございます。

第24節積立金は、施設整備基金の4,556万3,000円などがございます。

第2項監査委員費につきましては、前年度と同様の額となります。

16、17ページをお願いいたします。第3款事業費は、2億9,326万2,000円で、前年度比250万7,000円の増、0.9%の増となっております。

第12節委託料につきましては、前年度比149万6,000円の増、0.5%の増の2億7,879万2,000円となっております。増額理由ですが、開館30周年記念事業業務149万6,000円を新規項目として計上していることによるものでございます。

第13節使用料及び賃借料につきましては、前年度比107万4,000円の増、10.8%の増の1,099万9,000円となっております。増額理由ですが、全天周デジタル映像装置プロジェクターリース107万4,000円を新規項目として計上していることによるものでございます。

第4款公債費は、主に東京都区市町村振興基金の償還元利金3,155万9,000円でございます。

18ページから27ページは、給与費明細書となっております。後ほど御参照をお願いいたします。

28、29ページは、債務負担行為調書と組合債現在高調書となっております。

議案第9号、第10号についての補足説明は以上でございます。

○議長（間宮美季君） これより一括して質疑に入ります。

御質疑ございませんか。8番 鴨志田芳美議員。

○8番（鴨志田芳美君） 大きく7点伺いたいと思います。

歳入のところと云っていいかなと思うんですが、負担金についてからです。今回、各市の負担金の増額がないという提案がされていて、これは財政的に厳しい我が市にとってもよかったなと思っている反面、前回の質問もさせていただいたんですけれども、今後のことを考えれば少し心配もされるころかなと思います。

それで、一定前回お答えいただいているんですけれども、施設整備基金についてやはりちょっと心配な点があるかなと。利用者数の増減を見ている、完全に前のように戻るまでには簡単に行かないのではないかと想像するころです。見通しが前回から何か変わってれば改めて伺いたいなと思います。

次に、都や国に要請していただきたいということで、以前質問というか、要望させていただいたところ。そこからもやはりコロナ、その当時はコロナのことだけだったかなと思うんですが、物価高騰ですとか、光熱水費の高騰というのが市民生活に大きな影響を与えているというふうに思います。安定的に運営をこちらですて、市民の皆さんの学びの場ですとか、そういった場所を安定的に運営して提供していくこと、そしてさらに充実させていくことが必要ではないかというふうに思います。

先ほどの質問にもなるんですけれども、負担金の話にも関係してくるんですが、多摩六都科学館は大変評価が高いことから、圏域外からも来場があるというふうにも伺っているところで、改めてこの厳しさから何らかの形で都や国に支援を求めて声を上げていく必要性が、以前求めたところからも本当にさらに高まっているなという実感があります。それについて御見解をいただきたいなと思います。率直に言えば負担金を今後も増やさない、そういう取り組みということでよろしくお願ひしたいなと思います。

大きな2点目です。そういった取り組みの1つになるかなと思うんですけれども、様々な収益を得るという取り組みがされてきていると思うんですけれども、その1つに、私は、今回、47都道府県の石ハンドブックというんですか、これが販売されていて、私も何人かの方に伺いましたけれども、大変好評で評価が高かったところ。以前、群馬に視察に行った際に、期間限定の展示のイベント、こういったイベントをハンドブックのような形ですとか、その際はもう少し大きめでしたけれども、資料にして販売をしてということで、大変いい取り組みだねということで視察に行った何人かで話をしていました。

このハンドブックの販売数と発行数、収支がわかれば教えていただきたいですし、この後、評価の声を伺っていたら教えていただきたいんですけども、今後もぜひという、興味があるところは購入したいなということで声も伺っているところなんですけれども、こういった取り組みを今後もされていくお考えなのかどうかを聞きたいのと、あとは、ハンドブックの販売についてあまり実は知られていなかったのかなと。私の周りでこういうのがあるんだということでお薦めというか、お見せしたら、全然知らなかったと。すごくいい本だねということで、どういった広報をされてきたのかなということ伺いたと思います。

大きな3点目、利用者増の取り組みの一環で、具体的にはその次に伺っていきたく思うんですけども、以前伺ったことのところから確認をしたいと思います。階段に沿ったアスレチックについて前回質問させていただいて、ほかにもカプラのコーナーとか、行ったらじっくり遊べるようなコーナーとかも少し縮小というか、なくなっている時期もあって、残念な声もいただいているところです。

復活する時期だとか期間とか、復活してからまたさらに感染症とかで再度中止になるとか、そういう判断基準ですかね。どういった数値とか、やはり保健所となるのかもしれないんですけども、感染状況とかも数値、基準があれば伺いたと思います。

その使用が再開した際に、また中止になった際に、発信というのが大事になるかなと思います。やっていると思ったのにやっていないとか、やっていないと思って行かないとか、そういうことがないようにしたほうがいいかなと思っていて、特に来てがっかりするという姿は保護者にとってもとても苦しいものがありますので、先ほど違う場面で言いましたけれども、インスタグラムとか、ツイッターとか、SNS、ホームページもそうですけれども、小まめな発信もお願いしたいところですが、いかがでしょうか。

大きな4点目、コロナ対策とイベントということで、先ほどの利用者増の取り組みに関連してなんですけど、マスクの着用に関して今後どういうふうになっていくのかなと思って伺いたと思います。

それぞれの議会でも様々形が違ったりですとか、庁舎内でもいろいろな取り組み、工夫があるのかなと思うんですけども、多摩六都科学館圏域内で何市かの構成があるということで、考えも様々な中だとは思いますが、やはり障害のある方、高齢の方とか、小中学生でも基礎疾患のあるお子さんも私の周りにもいて、そういった方々も安心して来場できるようにどのようにされていくのか、どのように決めていくのかというんですか、マスクの着用について伺いたと思います。これについても広報していくことが必要かなと思います。

御見解を伺いたいと思います。

再質問にしたほうがいいかなと思うんですが、バーっと聞いていっちゃいます。市民の方から野外映画祭とか野外でのイベントがあるといいなということで、今回質問するけど何か要望はありますかというときにその話を伺いました。以前は市民の方から、星の観察というんですか、夜集まってということで、この場でお話ししたことがあるかもしれませんが、参加したお子さんの保護者の方からも大変高い評価をいただいている、そういうイベントもありました。室内ではやはり感染症のことから難しくても、様々な野外のイベントを企画して行って、利用者増に努めていくということも1つかな、挑戦していくこともいいのではないかなと思うんですけれども、何かをお考え、また御予定があれば伺いたいと思います。

歳出のほうです。議会活動費に関してなんですが、先ほどもちらっと言いましたが、他の県に行って、視察なども前は行って、パンフレットに関連して言いましたけれども、やはり参考になるものもすごく多くて、勉強にもなってということで、これは今後どのようにしていくのか。こちら側のあれかもしれないんですけど、こういうところも一緒にどういふふうに取り組んでいくことができるかなと思って、お考えがあれば伺いたいと思います。

2点目です。自転車駐車場というんですか、駐輪場に関してです。すごく前だったと思うんですけれども、駐輪場に屋根をつけていただきたいとお願いをして、難しいとのお答えもいただいているところです。今回は、自転車置場がいっぱいになるケースがたまにあるんです。そういったときにどのような御対応をされているのかと、今、レンタサイクルというんですか、自転車の貸し出しの台数が何台かあって、そのスペースがあって、また、マンホールが2つぐらいあって置けなくなっているんですよね。しかも、そのうちの1カ所は周りも少しぼこっとなっていて、置きにくくなっているんです。なので、ちょっと手狭というか、いっぱいになることがあるんじゃないかなと思って、もし整備する必要があるとか、今後お考えがあれば伺いたいと思います。

3点目は、オンラインの整備です。先ほども行政報告のところであったかと思うんですけれども、オンラインのイベントなども企画されているということで、インスタグラムの発信は、前回も言いましたけれども、ライブもすごく楽しんで、簡単に見れるので、そういうところはいいなと思っています。ネット環境や様々な器具というんですか、例えばヘッドホンみたいなマイクとか、そういう器具一つ一つが購入されてきているとは思いますが、現状として予算のことも考えて購入までは至っていないとか、使っている中で不具合が出てきているとか、何かあれば伺いたいと思います。

たくさんですみません。以上です。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） それでは、ただいま御質問をいただきましたことについてお答えさせていただきます。

まず初めでございます。施設整備基金の現状と見通しというような形での御質問だったかと思えます。施設整備基金についてでございますが、3年度末現在につきましては、大体1億3,000万円ぐらいの残高になっているという状況でございます。前回の議会でも比較的財政計画どおりというような御指摘を鴨志田議員のほうからもいただいたと思うんですが、やはり懸念されているとおり、令和2年度、また令和3年度の利用料金収入が減少したということがございまして、施設整備基金の中には利用料金還元金という、これは指定管理者の利用料金収入の一部、基準額というものを定めております。9,000万円を超えましたら、その超えた分の35%を組合に還元していただくというような仕組みのものでございます。

ですが、令和2年度、令和3年度は基準額を下回ったということで、利用料金還元金が組合に歳入としては実績がなかったというものでございます。このようなものがちょっと影響しておりまして、令和4年度末現在に、まだ見込みになりますが、金額的には2,500万円ぐらい財政計画からは減というような見込みで考えているところでございます。

続きまして、野外の映画祭等の野外イベントの御質問についてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、以前も議会のほうから、このようなコロナ禍の中では、やはり野外でいろいろとイベントをすることが利用者の皆様の安全も非常に高まって、いろいろと工夫をしてくださいというような御意見があったかと思えます。

ただいま科学館では、天体観望会、また自然観察会など、やはり野外をフィールドとしたイベントを行っております。特に多摩六都の圏域にはたくさん自然豊かな資源がございますので、そのような川だとか、あと公園とかといったところ、魚、また野鳥、そういったものの観察会なども行っているところでございます。

ですので、このような地域の資源を生かした、また圏域の方だけではなくて圏域外の方にもそのような圏域の魅力を知らせていただく機会を持つとともに、そのような形でまた野外イベントについても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、議会の活動費の中の行政視察の件についてでございます。先ほどの議員の御指摘のとおり、群馬の自然史博物館に行った視察がございましたが、今後もこのような機会は設けていきたいと考えております。やはり御指摘のとおり議員の皆様の非常にいろいろな

知見等を広めていただける機会になりますので、そのようなことをまた組合としても適切な時期に実施してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、駐輪場の件についてでございます。やはり自転車でお越しになる圏域市民の方が多いいのは、組合事務局としても認識しているところでございます。特に日曜日などの混雑がされるときにはどうしても自転車置場が足りないということで、館庭のほうにも臨時的自転車置場を設けまして、自転車で来館された皆様にはそちらのほうに自転車をお止めいただきまして、館内での御利用をいただいているという状況でございます。引き続きこのような対応をとりまして、自転車で来場された皆様になるべく御不便をかけないような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（間宮美季君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 何点か御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、物価高騰の状況について国や都への意見といたしますか、状況を伝えるという件でございます。まず実態といたしまして、光熱費の高騰につきましては、なかなか運営上厳しい状況になっているということは指定管理者より聞いてございます。その状況についても確認をしております。

そのことについて、まず私どもが所属しております公益財団法人日本博物館協会は、東京都が今言っています業種別ガイドラインの遵守がこれからのコロナ対策の一つのポイントになる部分なんです、その業種別ガイドラインをつくっている団体でございます。私どもとしましては、まずこちらとの意見交換、情報交換をしまして、適時と申しますか、そのような時期がございましたらば共有し、博物館協会との意向を合わせたいと考えてございます。

続きまして、収益を得る1つの方法として、47都道府県の石の本の販売について御質問をいただきました。大変申し訳ございません。今、手元の資料で、販売数、それから販売額について私の手持ちに御用意をしておりません。申し訳ございません。

よい評価をいただきまして、ありがとうございます。この取り組みというのは、まず販売の前段として、科学館に勤める職員が自らの手で作ったものです。つまり、外注していないということですね。これは何が必要かということ、まずは科学館に勤める職員のモチベーションを上げるということです。日頃の地道な研究成果が商品化されて世間に出る。そういう仕組みをぜひとも今後つなげていきたいと思っております。何らかの目に見える形で仕事が評価されて、還元されるという仕組みが1つです。

それと、この販売に関して、議員御指摘のとおり知られていない方が多くいらっしゃると

思います。一部ホームページ等ではやっていますが、今後とも、こういう取り組みに関して積極的にSNS等を使った広報活動に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、休止中の展示物に関してですが、こちらにつきましては、さきの議会でも御指摘をいただいているところでございます。赤い階段をスペースジムと申します。スペースジムに関して申し上げますと、なぜ休止しているかということではありますが、まず換気が十分でないところであったり、それから、目とか口とか鼻の粘膜接触が疑われる。接触する展示物に関しては休止をしているところです。それと、消毒作業が極めて困難な場合でございます。

スペースジムに関しましては、消毒活動をした上でも、展示物が階段状であり、土足や手で直接触れることで、そのたびに消毒活動はなかなか難しいというような声がスタッフからもありました。また、そのような利用をされたお子様たちがその直後にそのまま食事などをしたりするのは、顔をさわったり、いかななものかという声もありまして、休止していた実態がございます。

ただ、この間、コロナの感染状況、それから、国や都のコロナ対策に関する動向等を注視してございます。その中で一定の判断をいたしまして、同等の展示物に関して、スペースジム以外にも、展示室にございますスペースシャトル、それから地下探検の地下部分、土管みたいな、洞窟みたいになっている展示物でございます。

それらについても、注意掲示板等、それから注意を喚起したり、消毒薬の設置をしたり、それから利用者の方の自主的な対策に御協力いただくというような移行措置をとりながら、今月中には展示の御利用をしていただけることといたしました。また何か感染状況でありますとか、状況の変化によっては、一時的であれ、その展示を休止させていただくということはあるものでございます。

次に、休止についてということでございます。休止につきましては、多摩六都科学館のホームページのトップページの下欄に、まず御来館前にこちらをお読みくださいというコロナ対策についての周知を私どものほうではトップのページに挙げております。それから、休止展示物に関してもトップのページで御覧いただけるようになっておりますので、こちらのほうを御利用いただければと考えております。

続きまして、コロナ対策のマスクの着用についてということでございます。マスクの着用につきましては、今、国のほうから新しい指針等が出されております。また、マスクの着用については、厚生労働省、文部科学省のほうからも既に出されているのは承知しております。

私たちが今後、現状からどう変えるかというのは、直ちに科学館内で決定していることで

はございません。しかしながら、私たちとしては、やっぱり安全で安心な環境を整える。利用される方が安心してここに来ていただいて、体験型の展示を楽しんでいただく、学んでいただく、これが我々としては第一だと思っていますので、来館者の状況等に留意していきたいと思います。

他方、義務教育学校におかれましては、当館を学校管理下、授業の一環として見学に、プラネタリウム等にお越しいただいています。つまり、学校の対応の仕方とこの館の対応の仕方にそこがあるのはいかがなものかと思っておりますので、その辺も学校教育現場の状況を注視しつつ、とにかく安全・安心を第一とした取り組みを進めてまいります。

あと、オンラインの状況なんですけど、こちらの部屋もそうですが、Wi-Fiを一部入れています。ただ、全館のWi-Fiというのは、なかなか費用が高くなっていますので、まだ未実施の状況となっているのが現状でございます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 8番 鴨志田議員。

○8番（鴨志田芳美君） 長く質問しているので、省略できる部分はしたいと思うんですけども、ちょっとあっちこっち行ってしまうかもしれないんですが、まず負担金というか、基金の残高のところは、前回議事録からすれば、令和2年、3年度と利用料金収入が大分落ち込んでいるということで、還元金については3年度と4年度についても9,000万円を超えていないということで、若干これからの基金の残高に影響が出てくると考えておりますということで、本当にいろんな取り組みが必要だなと思って、いろいろその後も質問させていただいたんですけども、やっぱり今回の負担額も変わらないということで、様々な取り組みもお聞きできましたので、そういうところに期待したいなと思います。

ただ、一方で市民生活はかなり厳しいものがあるので、そこの取り組みも大事ななと思っていて、伺って安心した部分と、これからまだまだ課題が見えてくるんだろうなという部分があるので、この先どうなるかわかりませんが、またこういう場で議論が活発にされていくといいのではないかなと思っています。

聞こうと思って抜けてしまったんですけど、マスクの着用について、お考えがわかってすぐよかったと思います。前回、食事のエリアのことで伺ったときに、学校単位にある程度任せられる部分と言われたときに、どうかなと。この先、マスクの着用についてもちょっと心配が残ったものですから、伺ってみてよかったなと思います。

さっき言ったとおり、マスクを外していいですよと言われてしまうとなかなか行けなくなっちゃったりとか、いろんな御事情も抱えての御判断だと思いますけれども、そういう方が

私はやっぱり出てほしくないなと思って、マスクは適切なつけ方というのが今後も大事じゃないかなと思っています。ただ、国や都の方向、指針によってということですので、大分そこについてもまた学校とのそごがないようにということなので、ある程度考えもいろいろ変わってきている中で難しさがあると思うんですけども、丁寧に対応していただきたいと思います。

最後、思い出しました。オンラインの整備のことで1点だけ。Wi-Fiを全館に入れないうところで、具体的に困りごとというのは特にないと受け止めていいですか。そこだけお願いします。

○議長（間宮美季君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 現在のところ、特段の支障は生じてございません。

○8番（鴨志田芳美君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（間宮美季君） ほかに御質疑ございませんか。3番 石橋議員。

○3番（石橋光明君） 御説明ありがとうございます。17ページの委託料の中の開館30周年記念事業があります。この内容について伺いたいと思います。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの石橋議員の御質問についてお答えさせていただきます。

開館30周年記念事業についてでございますが、現時点では記念式典を開催したいというふうに考えております。ちょうど当館が開館したのが平成6年の3月1日でございます。ですので、開館3月1日付近にまず開館記念式典を開催したいというふうに今現在考えてございます。

また、それ以外にも、開館記念日以降に御来場されました市民の皆様や御利用者の皆様に記念品を差し上げようというふうに考えてございます。そのような内容のものをただいま考えてございます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 3番 石橋光明議員。

○3番（石橋光明君） ありがとうございます。式典なんですが、有名人を呼ぶだとか、そういった企画はないんですか。面白い企画とか。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 今のところ、考えてはございません。以上です。

○議長（間宮美季君） よろしいですか。4番 下澤由起夫議員。

○4番（下澤由起夫君） 今の石橋議員に関連して、来年は30周年ということで、その式典と

いうよりも、令和5年度が30周年を迎えるということですので、先ほどから来場者を増やすというところに力点を置いていく必要があるんじゃないかと思って、式典も大事なんですけれども、ですから、今年頑張るぞというやはり気合いの入ったこれは予算だと思うんですけども、先ほど9,000万円のラインというのがありましたけれども、どのぐらい来場者を見込んでいるかというところから入ってくるのかなと思ったんです。

それに向けて、今、鴨志田議員とかいろいろの御提案がありましたので、指定管理者と相談しながら、有効なイベントを打っていったらいいのかなと。来年の3月に向けて、そこにも全力で向かっていくというような科学館の在り方みたいなものを考えていったらいいのかと。これはちょっと意見でもありますけれども、何かそこら辺のところをお考えがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御意見ありがとうございます。ちょうど2023年がまず、近代的なプラネタリウムがドイツで誕生して100周年を迎えます。そのような時期に令和5年度は当たっているということがございますので、そのようなイベントも秋には特別展というような形で予定しております。ですので、ちょうど開館30周年と合わせていろいろと冠をつけたイベントなどを打ちまして、皆様にまずはこの科学館が30年皆様に愛されているということを広報するとともに、多くの来場者を見込みたいと思っております。

令和5年度につきましては、大体今約20万人の利用者を予定しているという状況でございます。まだコロナの影響もちょっと心配されるところでございますので、大体今年度並みということで、ただ、今のようなイベントを打ちながら、より多くの皆様に足を運んでいただけるような努力をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 4番 下澤由起夫議員。

○4番（下澤由起夫君） ありがとうございます。ぜひいろいろな事業と相乗効果を持たせるような形で進めていったらなと思います。

もう一点だけ、すみません。全天周デジタル映像装置のプロジェクターリース、これは新年度には100万円というふうになってはいますが、令和6年度からの債務負担行為では平均すると500万円ぐらいの金額になっているんじゃないかと思うんですけども、ちょっとそこら辺の違いというか、どうなっているのかなというのをお聞きします。全部入れ替えるのか。リースをし直すのか。5年度の途中からこのリースをするのか。5年度の107万4,000円の数字と、債務負担行為に載っている6年度から12年度までの3,700万円というのが

ちょっと数字的に合わないものですから、そこら辺の御説明をいただきたいと思います。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの下澤議員の御質問についてお答えさせていただきます。

今回、令和5年度予算に新規に計上させていただいております全天周デジタル映像装置プロジェクトリースにつきましては、令和6年の1月中に更新を予定しております。ですので、今回、令和5年度予算に計上させていただいておりますのが、更新後の約2カ月分の予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 4番 下澤議員。

○4番（下澤由起夫君） そうすると、式典には間に合うということですね。

○管理課長（豊田和徳君） はい。

○4番（下澤由起夫君） よくわかりました。ありがとうございます。

○議長（間宮美季君） ほかに。9番 田代伸之議員。

○9番（田代伸之君） 予算書のページで言うと12ページの一般管理費、一般管理事務費から基本計画の策定について、何点かお伺いをしたいと思います。

まず1点目は、スケジュールなどですね。今後の進め方についてお伺いをしたいと思います。

それから、2つ目ですけれども、今は第2次の計画ということで、来年度が最終年ということだと思っておりますが、この間の取り組みの評価であったりとか、課題なども検証されてこられたというふうにも思っております。また、先ほど各議員の方からもお話がありましたとおり、コロナであったりとか、また物価高のような影響がある中で、次期計画の策定についての考え方、方向性についてお伺いをしたいと思います。

3点目なんですけれども、基本計画策定委員会の構成について今決まっている、また考え方があれば、お伺いしたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） それでは、ただいま田代議員の御質問について全部で3点あったかと思しますので、お答えさせていただきます。

まず、進め方でございますが、令和5年の5月下旬ごろから基本計画の策定委員会を設置いたしまして、それで各委員さんにいろいろと御検討いただいて、大体令和6年の1月には管理者に御報告をする予定でございます。

続きまして、現行の基本計画に対する課題等についてでございますが、ちょうど今、次期の基本計画を策定するに当たりまして、多摩六都科学館の中長期の事業評価調査というものを実施しております。

これは、令和4年度、今年度予算に計上させていただきまして、議会にお認めいただいた上で進めている事業でございますが、こちらのほうで、現行の基本計画に掲げております使命や理念、また事業目標等につきまして、市民の皆様や、あと御利用者の皆様、また、いろいろ科学館の事業に当たりまして連携をさせていただいている企業、団体、研究機関、大学等、様々な事業の協力者の方にも今アンケートをとっているところでございます。そのような結果をもとにしまして、いろいろと課題も見えてくることもあるかと思えます。そのようなことを取りまとめた上で、次期の基本計画を策定していきたいというふうに考えてございます。

最後でございます。基本計画の策定委員会の構成についてでございます。構成につきましては、多摩六都科学館基本計画策定委員会設置要綱というものがございまして、こちらの設置要綱に基づいて、市民及び学識経験者など6人以内の委員の皆様によって構成した上で、基本計画を策定していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 9番 田代議員。

○9番（田代伸之君） よくわかりました。理解ができました。ありがとうございます。

先ほど、中長期事業評価を今やられているということで、非常に重要だなというふうに思っています。例えば利用者の方のお声であったりとか、それから、いわゆるファンの方というか、非常に私も、市内の市民の方でもこの科学館のファンの方というか、何度もいらっしやって楽しみにされている方のお声をよくお伺いしております。

そういう方たちのお声であったりとか、さらに、先ほどからいわゆる来場者の問題であったりとかというところの話の中では、これまでなかなか関わってこなかったというか、あまり興味がなかったような方たちのお声というのも何らかの手法を使って聞いて、それをしっかりと反映をしていくということが非常に重要だなというふうに考えております。その意味で、そういった皆様のお声、特に先ほどお話ししました、あまり多摩六都科学館を利用されていない方たちのお声をどのような手法で伺って、またそれを反映させていくかというようなお考えがありましたら、ぜひお伺いできればと思います。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

未利用者の方々のお声をどのように収集していくかというような御質問だったかと思いま

す。今回行っております中長期の事業評価調査につきましても、市民の方、これは利用者の方、あと未利用者の方も含めてアンケート調査をさせていただいているということでございます。こちらは、各構成市の市報に実施の掲載をさせていただきまして、広く市民の方に周知をいたしまして、科学館に対する評価をさせていただいているというものでございます。

また、未利用者につきましては、過去におきましても各構成市の公共施設、図書館などに向かしまして、未利用者の方も含めて調査を行っている状況でございます。このような取り組みにつきましては、議員御指摘のとおり、非常に大切な取り組みだと思っておりますので、今後も未利用者の方を含めて御意見を伺う場というものを設けていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） ほかに御質疑ございませんか。2番 川里議員。

○2番（川里富美君） 2点、お尋ねします。

施設維持補修工事なんですけれども、何の補修をするのかというところを教えてくださいたいのと、それが今できないことによってどんな影響が運営にかかっているのかというところをお尋ねできればと思います。

以前もお尋ねしたかもしれないんですけども、サーマルカメラのリースをいつまで、この年度ずっとの予定のこの金額なのか。買い取って常備するとか、そういうお考えがないのか、お伺いできればと思います。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） まず、1点目の施設維持補修工事の件についてでございます。こちらは、先ほどの事務局長からの補足説明にもございましたが、1つ目は館庭庭園水銀灯更新工事でございます。こちらが予算額184万8,000円でございます。もう1つはプラネタリウムドーム客席足元灯更新工事、こちらが110万円を予定してございます。

それぞれ照明設備に関わるものでございます。先ほどの開館30周年とも関わるんですが、この館ができてそれだけの年数がたっているということで、実際照明設備につきましても大分老朽化が進んでいる。また、交換部品なども生産終了というような状況になっております。万一設備に故障が生じた場合には交換部品がないおそれがございますので、これは利用者の皆様の安全・安心に非常に関わるところでございますので、そういった事態にならないようあらかじめ更新等をさせていただくというようなものでございます。

もう1つ、サーマルカメラのリースについてでございますが、サーマルカメラにつきましては、令和3年の8月から令和6年7月までの3年間のリースということで予定しております。

す。このリース期間が終わりますと、また再リース等の形になるかと思えます。なるべく利用者の皆様の感染防止対策に支障が出ないような形で今後対応をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） ほかに御質疑ございませんか。5番 友野和子議員。

○5番（友野和子君） どうもいろいろありがとうございます。多摩六都館のサポーターの活動を見させていただいたんですが、寄附金というんですか、そういったものというのは収入の部分のどのあたりに入っているのか、まずはお聞かせいただければと思います。1,000円とってここにあるんですけども、その辺の部分か。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまのサポーター制度の御質問についてお答えさせていただきます。まずこちらは、指定管理者が新たな財源確保の取り組みとして行っている制度でございます。ですので、今の御指摘のように、科学館組合の予算書には反映されていないものになります。ですので、こちらは指定管理者の事業計画書における収支の中で計上されているというものになってございます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） よろしいですか。

○5番（友野和子君） まずそこを確認させていただいたのは、今、コロナの前、収益が伸びて非常によかったものが、今はだんだん利用人数が減ってしまって、コロナ禍でどういった形で効率を上げて、人数を減らさず感染対策もとりながら効率を上げていくかということ、皆さんの関連質問にもつながってくるんですけども、考えてみたんですけど、やはり子どもだけでなく、大人の利用を増やすというところが一番大事になってくるのかなとちょっと感じております。

それはどうしてかという、子どもが来るとやっぱりすぐ会館がいっぱいになってしまって入れなくなる。土・日とかね。そうすると、平日は比較的あいていたりとかするのではないかと思うので、そのあたりの効率を上げていかなければならないのではないかと考えています。

そういったところで、プラネタリウムの話もあったんですけども、ここの独自のプラネタリウムは素晴らしいものがあるということを見学でわかったものですから、そのあたりをうまく利用して大人の還元を、サポーター、リピーターというよりは、生涯学習と一緒に学ぶみたいな、そういったシチュエーションのもので取り組んでいくということが私は大事なんじゃないかと思っているんですね。

子どもさんを抱えている世代は非常に余裕はないんですけども、大人になってくると、学習意欲はあるけれども、どうやって余暇を使ったらいいかわからないという方が結構いらっしやったりとかして、やっぱり生きがいを持つということが非常に大事なことでして、そのニーズを掘り起こしていくというところが大事じゃないかと。それは、もちろん子どもを通してそこから広がってくることもあるので、学校の連携とか、六都の大人の開拓というところの生涯学習も大事かと思っておりますので、そのあたりの取り組みとか。

あと、プラネタリウムは今言ったんですけども、実は議会の一般質問でも言ったんですが、プラネタリウムは、大人といっても、忙しい方の男女の出会いの場にもなるんじゃないかなと思って、AI婚活なんていうのはなかなかできないかもしれないですけど、こういうところでプラネタリウムに入って行って、今、少子化の問題も自治体は抱えているものから、そういったような取り組みで出会いの場を設けてみるとか。

そういった取り組みもできるのであれば、やっぱり興味を持ったもので出会うということが自然なんじゃないかなと思っておりまして、そういった意味での科学への興味というんですか、これは次の世代を育てるのにも非常に大事ですし、今の私たちもそういった興味を持っていかなくてはならないことだと思っているので、そういったところの教育的な取り組みというのも一つ考えて取り組んでいかれたらどうかと思って、これはちょっと意見になるんですけども。

あと、都や国へ補助金と言うんですけども、もっと民間に補助を、やっぱり科学への理解を民間の方にも持っていただき、例えばイオンなんか非常に人がたくさん集まるんですけども、出かけて行って出前プロジェクトというんですか、ここの中だけでなく、ちょっとPRに足を踏み出すといった取り組みというのも、これは指定管理の方だと思っておりますけれども、どこまでこの職員体制の中どうやっていくかというのはそちらにお任せしたいと思っておりますけれども、そういったことをやっていく。

例えば、47都道府県の冊子が非常によかったら、私はよくキャンプにも行っていたんですけども、自然科学館とか、いわゆる長瀬のあんなところに売りつけるじゃないですけども、もっと冊子にして情報提供をするなり、せっかくなつくたものを無駄にしないでやはりPRしていくといった取り組みを今後六都のほうに求めていきたいと思っております。

すみません。ちょっと長くなりましたが、そういったことでの意見ということで、よろしくお願いたします。もし何か取り組んでいただくようなことがあったらお話しされてもいいんですけども、以上です。

○議長（間宮美季君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 今、友野議員から御指摘いただいた大人向け、つまり平日の活用であるとか、あとはアウトリーチの活動を積極的にやっております。それから、各市の催し物に出向いて多摩六都科学館のコーナー等もこれからも、限られたマンパワー、予算の中ですありますが努めてまいりたいと思いますので、何とぞ御理解のほどお願いいたします。

○議長（間宮美季君） 6番 原和弘議員。

○6番（原 和弘君） 実は、来館者増というキーワードが先ほどお話に出ておりましたけれども、私ども清瀬市にとりましては、多摩六都科学館へのアクセスの観点から、一番最初のファーストタッチの利用につながるものが、一度来ていただいた方はまた行きたいと言ってもらえる、それ以上に最初の一手をどうしたらいいかということで、実は地元の議会で、例えば昨年、特別展の中で清瀬市民の方の展示を使っていただきましたので、これは事業費に関わることではあるんですけれども、地元の郷土博物館で多摩六都科学館でしていた展示を持ってこれないかということで地元の議会でも提案させていただいて、ぜひやりたいということで御答弁もいただいている流れがあります。

そうした中で、あれはたしか特別展という形で期間限定のものではあったかと思うんですけれども、今まさにアウトリーチという形でおっしゃっていたような、各市の中でファーストタッチにつながるようなもの、当然プラネタリウムのような施設はここに来ないと見られないと思うんですけれども、科学館をより知っていただくための最初の一手として、様々SNSを活用していただいたり、またオンラインを活用していただいたり、このコロナ禍の中でも取り組みしていただいていることは承知しておりますけれども、そうした実際に見ていただく環境としてのアウトリーチとして何か御所見があれば、教えていただければというふうに思います。

○議長（間宮美季君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 今御指摘いただきましたように、なかなかこちらに出向かれるのに交通の関係から御苦勞をかけている圏域の方がいらっしゃることは承知しております。その辺を踏まえまして、一般的なアウトリーチとしてまず学校に出向く。これは当然といたしますか、定着した形でやらせていただいております。そして、各地域で博物館、資料室等の企画にもできればやっぱり一緒になって協力して、各自治体のある種のローカル性の特長のよさというものを一緒に見出せていけるような活動ができればと考えておりますので、今後とも各自治体の御要望とマッチングをしまして、できるだけ当館を知っていただく。それ

から、各自治体が持っている固有のいろいろ特徴的な面を共有できるような催し物ができたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（間宮美季君） ほかに御質疑ありますか。1番 福室議員。

○1番（福室英俊君） 収入の部、使用料のところにおいてカフェ等の減免の紹介がありましたけれども、これは令和5年度は1年間あると考えてよろしいでしょうか。質問です。

2つ目としては意見になりますが、マスクを外すタイミングがいよいよ来るでしょうから、そのタイミングを逃さず、外したい人は外せる環境をつくっていただきたいと思います。こちらは意見です。以上です。

○議長（間宮美季君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） まず1点目、行政財産使用料の減免の期間の御質問についてお答えさせていただきます。現時点におきましては、令和5年度におきましても減免率を100分の100というような形で考えております。以上でございます。

○1番（福室英俊君） 通年ですね。

○管理課長（豊田和徳君） 通年ということになります。

○議長（間宮美季君） よろしいですか。他に。3番 石橋議員。

○3番（石橋光明君） これは意見です。今日、来館者数増ということがたくさんの議員からありました。当然組合議員の私たちとしても何か努力できることがあるんじゃないかなというふうにその話を聞いていて思いました。

やられている方がいるかもしれませんが、例えば「ロクトニュース」等のホームページにアップされていまして、これを皆さんのSNS等で発信するとかということ、どのくらい貢献度があるかわかりませんが、やるのも一つ方法じゃないかなというふうに思いますので、もしやられていない方がいらっしゃいましたら、今日を契機に情報を発信していくということは予算がなくてもできることだと思いますので、皆さんで発信するのはいかがでしょうかという提案でございます。

○議長（間宮美季君） 今、御提案ございましたので、それは各自の御判断にはなりますが、ぜひ御協力をいただければとよろしくお願いいたします。

4番 下澤議員。

○4番（下澤由起夫君） 関連で、こういった冊子を図書館とか構成市のほうにお配りしているということなんですけれども、各議会事務局のほうには来ているのかどうかというのがあって、できたら各議員にもこれをお配りしたいなというのがあって、皆さん、手元に届いて

いるんですか。（「いただいています。ポストに入っています」と呼ぶ者あり）

すみません。私がちょっと見ていなかった。せっかくなので、各議会事務局のほうに届けていただいているということなので、各議員にも目を通してもらって、先ほど友野議員からもありましたけれども、サポーター制度というのはちょっと私は理解していなくて、年度ごとに賛助会員を募っているというのが、こういうのも心ある人にどんどん呼びかけてもらって入っていただく。これもやはりもっと積極的に我々もやっていく必要があるなというふう思ったものですから、石橋議員の関連でちょっと私もお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（間宮美季君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「令和5年度多摩六都科学館組合の負担金について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号「令和5年度多摩六都科学館組合一般会計予算」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○管理者（池澤隆史君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、お礼の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は、組合議員の皆様には大変御多用の中、科学館組合議会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございました。また、議案を御審議いただき、御決定をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

本日、様々貴重な御意見をいただきました。令和5年度につきましては、本多摩六都科学館開館30周年を迎える大変節目の年でもあります。いただきました御意見を踏まえまして、引き続き指定管理者と協力をしながら、より一層多くの圏域の皆様が御利用いただける科学館を目指してまいりたいと考えております。議員の皆様方には引き続き御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（間宮美季君） これをもちまして、令和5年第1回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。

午後0時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 間 宮 美 季

多摩六都科学館組合議会議員 川 里 富 美

多摩六都科学館組合議会議員 石 橋 光 明

多 摩 六 都 科 学 館
組 合 議 会 会 議 録

令和5年 3月発行

編集兼
発行者 多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982